

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

兵庫県、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町

2 構造改革特別区域の名称

西播磨「水と緑の郷」特区

3 構造改革特別区域の範囲

相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の全域

4 構造改革特別区域の特性

- (1) 兵庫県の南西部に位置する西播磨地域は、主要河川の揖保川、千種川が南北に貫流し、個性豊かな地域生活文化圏域を形成している。南部は瀬戸内海の自然海岸が連なる風光明媚な景色が広がり、瀬戸内海国立公園の一部に指定されているほか県景観条例においては、風景形成地域に指定されている。北部は豊かな水と緑の自然に恵まれた森林地帯で、一部は氷ノ山・後山・那岐山国定公園に含まれている。
- (2) このような豊かな自然に恵まれた当地域には、山岳、高原、滝、渓谷、清流、海岸、棚田をはじめとする田園といったツーリズム資源が各地に点在しており、貴重な自然の保全育成と交流の場や周遊ルートとして活用が可能である。
- (3) 交通網は古くから山陽道、山陰道への交通の要衝にあり、東西に国道2号、山陽自動車道、中国自動車道、JR山陽本線が、南北に国道29号、JR姫新線、第3セクター方式による鉄道智頭線が通っており、さらに中国横断自動車道姫路鳥取線が一部着工されている。
- (4) 地形は、南部は播州平野を形成する平坦地が多く、北部は中山間地域に位置し、人工林を中心とした森林が多く、林野率が79%と自然豊かな地域である。気候は、南部は温暖な瀬戸内気候であり、北部は中国山系に連なる中山間地であることから内陸型気候であり、冬期には積雪もある。
- (5) 人口は、やや減少傾向で高齢化が進みつつあり、特に農家人口は、この傾向が強く高齢化が進んでいる。産業別就業人口は、過去10年間で第一・第二次産業がやや減少し、第三次産業が増大している。今後は播磨科学公園都市の整備の進展とともに新たな定住者の増大等による第三次産業の増加が予測される。この都市はたつの市・上郡町・佐用町の1市2町にまたがる丘陵地に産・学・住・遊の機能を一体的に有する国際的な都市の形成を目指して、現在その整備が進められており、地域全体が緑豊かな自然と都市が調和した公園都市として発展が予測される。
- (6) 西播磨地域は、南北に流れる揖保川、千種川の両河川を軸に、国道250号、29号、373号、429号の4基幹道路で広域交流ロードが形成されている。これにより、当地域は、経済的には相生市、赤穂市の臨海都市部やたつの市を中心とする広域経済圏が成立しており、消費生活や産業活動において相互に依存しあう形となっている。

また、近年では、当地域は、Spring - 8等の放射光研究施設群、粒子線医療センターなどの先端光科学技術が集積する播磨科学公園都市を拠点とする西播磨テクノポリス地域として、先端技術と地域産業、文化が調和した地域づくりに一体的に取り組んでいるほか、観光面においても地域間の強みを活かしながら相互補完する取り組みを進めるため、西播磨ツーリズム振興協議会を設置し、連携して誘客活動を行っている。

更には、こうした当地域の経済的、社会的な繋がりや強さを踏まえながら地域内での広域合併も進んでいるところである。

このように、西播磨地域は、現在は行政的には4市3町ではあるが、経済的、社会的にも一体的に発展してきた歴史があり、一体感が強い地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 西播磨地域には、もともと、海・山・川を活かしたツーリズム資源に恵まれた地域であるが、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、景気の低迷が長期化していることもあって、近年、西播磨地域への観光入込客数は伸び悩んでいる。
- (2) こうした状況の中で、兵庫県では、平成14年4月に策定した「ひょうごツーリズムビジョン」に基づき、県・市町・地域の様々なセクターや個人が協働し、県内の多彩な地域特性を活かして、観光名所を中心とした従来の観光にとどまらない多彩な交流を進めるなど、経済・社会の成熟化に対応したツーリズムの振興、ひいては交流・集客を機軸とした地域経済の構造改革に取り組んでいる。
- (3) また、西播磨地域においても、地域の特色や課題に対応した主体的な取り組みによる行動計画「西播磨地域ツーリズム行動プログラム」を策定し、西播磨地域の各市町が一体的に魅力のある西播磨づくりに取り組んでいる。
- (4) さらに、行政等公的機関中心の「観る」を重視した取り組みから、地域住民と行政や観光協会の協働による「ふれあいや交流」を重視した取り組みを推進するため、地域づくり活動家、行政、ツーリズム関連団体からなる「西播磨ツーリズム振興協議会」を平成15年7月に設立し、ボランティアガイドの養成研修、ツーリズム資源の発掘、農村風景マップの作成、西播磨の食事処「旅の茶舎」の登録事業等を実施し、西播磨地域の魅力をアピールすることにより、西播磨地域にツーリストを呼び込み、地域の活性化のための事業を展開している。
- (5) 西播磨地域は、古くから農山漁村が、海・山・川などの豊かな自然と共に点在しており、都市の住民がゆとりや安らぎを感じながら、「農」を体験できるグリーンツーリズムや環境学習をはじめとしたエコツーリズムのポテンシャルが極めて高い地域であり、こうした自然や農林水産資源を活かしたツーリズム振興を展開しているが、さらに地域の潜在的な活力を引き出し、地域活性化を加速するため、民間や地域住民の意欲を活かす規制の緩和措置を踏まえ、豊かな自然の活用、「農」とのふれあい、有害鳥獣の捕獲推進により、更に西播磨地域のツーリズム振興を図ろうとするものである。
- (6) すなわち、本計画は、西播磨地域の活性化を真摯に志向する地域の多様な主体と行政が連携し、国立・国定公園内での催し、有害鳥獣捕獲にかかる規制の特例措置と地域の自助努力によるツーリズム・農業振興を両輪として、本地域の持てる資源を最大限に引き出し、低迷する西播磨地域の活性化を積極的に進めようとするものである。

- (7) 農山村地域の活性化が全国的な課題となるなか、政府においても多自然居住地域の創造等さまざまな政策が推進されているが、本地域における都市と農村の多様な交流を目指すツーリズム・農業をテーマとした取り組みは、まさにこうした21世紀にふさわしい地域構造の改革の流れに沿ったものであり、かつ全国に発信すべき地域資源活用型・住民参画型・自然環境配慮型の地域活性化モデルの構築を目指している。

6 構造改革特別区域計画の目標

国立・国定公園における自然を活用した催しや「農」とのふれあいを核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を西播磨地域へ呼び込み、グリーンツーリズムによる交流を推進するとともに、都市と農村の交流の拠点づくりを行うことにより都市部住民との交流を推進し、西播磨地域への観光入込客の増加を図り、地域のツーリズム産業の振興を促進する。

また、受入体制の一環として、有害鳥獣捕獲の規制の特例を適用することは、経済的な効果を地域の隅々まで波及させる可能性を増加させ、新規就農者等の定住促進に繋がる。

- (1) ライフスタイルの多様化に伴い、個人の価値観に対応した人と人とが触れ合う生活への期待が高まるなか、「農」とふれあい、楽しむツーリズムへの需要が高まっている。

「農」とふれあいを核として、体験交流型ツーリズムの推進など関連事業を一体的に行うことにより、都市部住民を西播磨地域へ呼び込み、農業体験などのグリーンツーリズムによる交流を推進する。

- (2) 西播磨地域の豊かな自然を活用して、多様な自然体験メニューをツーリストに提供することにより、都市部からの誘客を促進し、西播磨地域において都市と農村の交流の拠点づくりを行い、従来の「観光」から「グリーンツーリズム」への転換を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

規制緩和により一層の推進が可能となった「農」とふれあいを軸としたツーリズム振興と、規制の特例措置を活用した国立・国定公園における自然活用事業の観光振興策等を地域の自助努力で一体的に展開することにより、西播磨地域への観光客の入込客数の増加が図られる。

また、有害鳥獣の被害が深刻な当地域において、特区区域に認定されることにより、高齢化が進んでいる狩猟免許所持者の補助人として成年者層の参加が可能となり、有害鳥獣捕獲が促進され、年間2億円を超える農林産物被害が軽減され、農家経済の安定化が図られる。

< 西播磨における観光客入込数 >

(千人)

区 分		10 年度	14 年度	20 年度	10 14	14 20	
入込 人数	計	5,990	6,596	6,992	110%	106%	
	分類	うち日帰	5,260	5,932	6,288	113%	106%
		うち宿泊	730	664	704	91%	106%
	分類	県外から	1,760	1,924	2,039	109%	106%
		県内から	4,230	4,672	4,952	110%	106%

- ・ 過去 5 年間の伸び率は 10%、今後 5 年の伸び率を半分の 5%とし、
特区推進による効果を 1%計上し、6%の伸び率で入込数を見込んだ。

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1301・1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
1 3 0 3	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 西播磨「水と緑の郷」特区地域推進会議の設置による推進

特区における規制緩和項目の円滑な実施に必要な国、県、市町間の調整や特区相互及び特区とその隣接地域をはじめとした特区外との連携緊密化のための調整などを行う「兵庫県構造改革特区推進会議」に加え、西播磨「水と緑の郷」特区推進のため、西播磨県民局、特区参画市町(4市3町)、県庁関係課、観光関係団体などを中心に構成する「西播磨『水と緑の郷』特区地域推進会議」を設置し、特区事業の円滑な実施を図るための推進体制を整備し、地元合意の形成、特定事業の円滑な実施、新たな特定事業主体の掘り起こしなど特区事業を協力で推進していく。

(2) 西播磨ツーリズム振興協議会事業の実施

人や地域社会との交流・自然とのふれあいを重視する参加型のツーリズムを振興するため、ツーリズムモデルコースの設定、モニターツアーの実施、ガイドブックの作成、ネットワーク化及び受入体制の整備を行う。

(3) 県際交流促進事業の実施

県際交流バスや県際交流スタンプラリーなどの連携交流事業を実施するとともに、共同広報やイベントへの相互参加を行うことにより、兵庫・岡山県際地域の活性化を図る。また、兵庫・鳥取両県と周辺1市2町(兵庫県宍粟市、鳥取県八頭町及び若桜町)が連携して、地域資源を活用したイベントや花の郷づくりなどを展開する。

(4) ひょうごツーリズムバス事業等による集客支援

西播磨地域の多様な特色あるツーリズム資源を活かして、体験・交流などのツーリズム活動を目的とした県外からの来訪客の誘客促進を図るとともに、隣県と県境を越えてネットワーク化を目的とした一体的な観光地づくりを進めるため、連携・交流を図りながら、ツーリストのニーズに応えつつ、新たなツーリズム活動を誘発し、地域の活性化を図る。

- (5) 市町等が実施するイベントに対する地域活性化集客支援事業による支援
イベントの果たす集客力や賑わいの創出、消費は地域の活性化に大きな効果が期待される。イベントや体験・交流など参加型の要素を取り入れることにより新たな集客や消費につながることから、市町や観光関連団体等が実施するイベント事業に対して助成を行うことでツーリズムの振興を図る。
- (6) 野生動物被害対策事業の実施
野生生物による農業被害が顕著となり、生産者の営農意欲の減退による農業生産意欲の低下、耕作放棄地の増加が懸念されるため、頭数管理（捕獲の拡大）、防護柵設置、被害補償を行う。

別紙 1 3 0 3

1 特定事業の名称

1 3 0 3 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定申請の日から

4 特定事業の内容

銃器の使用以外の方法により有害鳥獣捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな猟免許所持者を含めて有害鳥獣捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな猟免許を所持しない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

当地域における農林業の野生鳥獣被害は、年により変動はあるが、平成 14 年では約 2 億 9 千万円、平成 15 年では、約 2 億 7 千万円と深刻な状況にあり、迅速かつ適正な有害鳥獣捕獲は、極めて重要な課題となっている。このため、本規制の特例措置を導入し、有害鳥獣捕獲の円滑な実施を図ることが必要不可欠である。

また、従前から、猟友会によるわな等の取り扱いに係る講習が行われており、従事する者についても、鳥獣の生態や鳥獣の生息地等の地理的条件に詳しく、狩猟経験と知識が豊富な 5 年以上の狩猟経験を有する者又は過去 3 ヶ年連続して本県の狩猟者登録を受けている者であり、今後は、この者が指揮・監督にあたることで、猟具の設置や撤収方法等のさらなる習熟を図る体制が整備されていると認められる。さらに、捕獲の実施にあたっては、広報・放送等を通じての関係住民等への事前周知などにより、安全性についても確保されると認められる。